

## 学校生活について（生徒指導部）

### 第1節 校内生活について

- (1) 徒歩及び自転車、公共交通機関での登校を基本とし、車での送迎を原則禁止する。
- (2) 校内への出入りは正門からとする。接触など危険防止のため正門は車の通用を禁止とする。
- (3) 登下校の際の服装は、本校規定の制服とする。ただし、休日の部活動の際は、部で統一したウェアでの登下校を認める。
- (4) 現金や貴重品の管理については、次の通り。
  - ア 不要な現金を持って来ない。納金等は登校後直ちに済ませる。
  - イ 貴重品は、登校後すぐに鍵付きの個人ロッカーに、各自で責任をもって保管する。バッグや机の中など個人ロッカー外に放置しない。
  - ウ スマートフォン等は登校後すぐに電源を切り、個人ロッカーに保管する。校内での紛失や破損等については、本人及び保護者の責任とする。
- (5) スマートフォンは、校内での使用を原則禁止する。使用した場合、預かりの対象となるので留意すること。ただし、保護者等への緊急連絡が必要とされる場合は、職員室等許可を得た場所での使用を認めることがある。
- (6) 体育や実習等で教室を空けるときは施錠をする。誰もいない教室に入るときは、必ず付添いの職員と一緒に行動する。
- (7) 各教室のインターホンは、緊急時を除き、生徒は使用しない。
- (8) 漫画本やトランプ等カード類、ゲーム、音楽機器等、学校生活に必要なものを持ち込まない。

### 第2節 校外生活について

- (1) 常に身分証明書を携行する。
- (2) 友人宅等への外泊は禁止する。
- (3) 保護者等の同行しない外出は午後8時までを原則とする。
- (4) 旅行する時は、所定の用紙を学級担任に提出し、許可を受ける。
- (5) 保護者等同伴以外でのカラオケボックスの利用は禁止する。
- (6) パチンコ店等の不健全な遊技場等への出入りはしない。

### 第3節 頭髪・制服等の規定について

#### 1 頭髪について

頭髪については、下記の生徒会自主規制の通りとする。

### <男子>

- (1)前髪は眉にかからない。
- (2)横髪は耳にかからない。
- (3)後髪は後襟にかからない。耳に巻き込まない。襟足はそろえる。
- (4)全体はすいたり、立てたりしない。
- (5)びんは耳の穴の下部より長くならない。

### <女子>

- (1)前髪、横髪は、眉にかからない。かかる場合はピンで留める。
- (2)髪の毛が肩にかかる場合は結ぶ。横髪も垂らさないで一緒に結ぶ。ゴムは、黒・紺・茶など華美でないものを使用する。

### <男女共通>

- (1)パーマや染色・脱色等、頭髪の加工をしない。
- (2)香りの強い整髪料は使用しない。寝癖を取る程度は認める。
- (3)眉はいかなる場合も加工しない。
- (4)全体のバランスが悪い髪形は不可とする。

## 2 制服について

### <男子>

- (1)制服（上着・ズボン）は、極端に小さいものは不可とする。
- (2)上着には、本校指定のボタンをつける。
- (3)襟章は冬服上着の左襟につける。
- (4)夏服は学校指定のシャツで、左胸ポケット部に「校章」を刺繍したものとする。
- (5)制服の中に着るものは華美でないものとし、上着（特に袖）から出さないこと。
- (6)夏の下着はシャツから透けて見えるため白色とし、ワンポイントまでとする。
- (7)ズボンにはベルトを必ず着用する。丈はくるぶしが隠れる程度とする。
- (8)ベルトの色は黒・紺・茶など華美でないものとし、極端に細いものやエナメル製品等は禁止する。革の部分に金属（装飾・飾り穴等）が付いているものや過度な装飾（編込み等）を施したものは不可とする。

### <女子>

- (1)冬服着用の際は、校章入りバッヂを上着の左襟につける。
- (2)スカートの丈は、膝丈（膝の下端）とする。
- (3)ズボンを着用する場合にはベルト（黒や茶等）を必ず使用する。
- (4)夏服は学校指定のブラウスで、左胸ポケット部に「校章」を刺繍したものとする。
- (5)合服を着用する場合は、学校指定のシャツ（長袖・半袖）・指定ベストとする。

### 3 その他

- (1) 実習等での作業で、爪が剥がれたり、周りを傷つけたりする危険があるため爪の長さは短く保つこと。
- (2) ピアス穴を開けることは禁止する。
- (3) 靴下は無地（白・黒・紺・茶等）とする。長さは、くるぶしが隠れる以上の長さとする。ワンポイント・1本ラインまでは可とする。
- (4) 通学靴は市販の運動靴または革靴とし華美でないものとする。ハイヒールやエナメル、派手な飾りがついたものは禁止する。
- (5) カバンは特に定めない。ただし、高価なものや華美なものは使用しない。
- (6) 防寒着や防寒具の着用は屋外のみとし、校舎内では原則着用不可とする。ただし、厳寒時や体調等で特に必要な場合は、その都度許可する。
  - ア 防寒着や防寒具は、黒や紺・灰色など華美でないものとする。
  - イ マフラーを着用する場合は、自転車乗車時の巻き込み事故防止のため短いものを結んで着用すること。

## 第4節 交通に関する規定

### 1 自転車通学について

- (1) 学校所定の「自転車通学許可願」を提出し、許可を受ける。
- (2) ヘルメットを着用する。
- (3) 登録証（ステッカー）は、後部泥よけに後方から見えやすい位置に貼る。
- (4) 雨天時は、雨合羽を使用すること。
- (5) 通学に適し、身体にあった自転車を使用すること。ドロップハンドルの自転車やタイヤ径の小さなレジャー用自転車等は使用しない。
- (6) 自動点灯装置をつける。
- (7) 前後のスポークに反射板を1個ずつ取り付ける。
- (8) スタンドはフルスタンドを使用し、指定された場所に駐輪する。
- (9) 常に自転車の整備を心がけ、整備不良がないようにする。
- (10) 駐輪するときは、前後輪ともにカギをかける（二重ロック）。
- (11) 2人乗り、信号無視、並列走行、逆走、一時不停止、傘さし乗車は禁止とする。これらは道路交通法でも禁止されている行為となる。交通法規違反が繰り返されたときは、自転車通学許可を取り消す。
- (12) 事故にあった場合、加害・被害にかかわらず必ず警察と学校に連絡する。相手が警察を呼ぶことに応じずに立ち去った時には、相手の特徴を警察に連絡する。
- (13) 事故で加害者となった場合、必要であれば救急車の手配を直ちに行う。

## 2 原動機付自転車（バイク）の免許取得について

原動機付自転車の免許取得は、原則禁止とする。ただし、次の理由により免許取得が必要と認められた場合には許可する。

- (1) 自宅から最寄りの交通機関までの距離が原則として 4km 以上あり、登校あるいは下校時に交通機関の利用および自転車通学が困難な場合。
- (2) 家庭の事情による場合。

## 3 普通・準中型自動車の免許取得について

普通・準中型自動車の運転免許取得は、卒業後の必要性から第 3 学年の 2 学期体育祭翌日以降に許可する。ただし、交通関係で特別指導を受ける場合、生活面や学習面等で問題がある場合には、通常の許可とは別に期日を設定することがある。

### (1) 自動車学校および教習所への通学条件

- ア 生活面に問題がない。
- イ 授業料および校納金を納入している。
- ウ 学習面において、1 学期期末および 2 学期中間考査の評点が、すべて 30 点以上である。
- エ 2 学期期末考査の評点が、すべて 30 点以上である。
- オ 学年末考査の評点が、すべて 30 点以上である。

### (2) 自動車学校および教習所に通学する場合、次のことを遵守すること。

- ア 自動車学校および教習所には本校の許可証を提出する。
- イ 本校制服で通学する。
- ウ 考査時間割発表から考査終了日までは、自動車学校および教習所への通学を停止する。
- エ 通学時間帯は放課後とし、午後 8 時までには帰宅する。
- オ 免許（仮免・本免）の受験は、登校しなければならない日は認めない。

### (3) その他

- ア 卒業まで絶対に運転をしない。同級生（初心者）が運転する車に同乗しない。
- イ 取得した免許証は、保護者が責任を持って預かり保管する。

## 第 5 節 アルバイトについて

- (1) 平常日のアルバイトは禁止する。ただし、家庭の事情等でやむを得ない場合は別途検討する。
- (2) 夏季および冬季休業中のアルバイト申請は、アルバイト集会で手順を確認後、保護者の承諾を得て、「アルバイト申請書」及び「雇入通知書」を提出する。

(3)申請者の出席状況や学習成績等から許可について判断する。

ア 申請する各学期において、30点未満の科目が3科目未満である。

イ 出席・遅刻状況および生活態度等において、特に問題がない。

(4)職種の制限

ア 法令・条例等労働関係法規に抵触しない職種である。

イ 危険・有害な業務等、高校生として不適切な職種は許可しない。具体的な業務は下記の通り。

- ・午後8時から翌日午前5時までの時間帯
- ・重量物取扱い
- ・深さあるいは高さが5m以上の場所
- ・運転中の機械の清掃等
- ・有害又は危険物を取り扱う業務
- ・足場の組立
- ・大型のこ盤への木材送給
- ・著しく高低温又は異常気圧の場所
- ・感電の危険がある場合
- ・酒席での接客
- ・坑内等

(5)労働基準法（賃金等）に抵触しないこと。

(6)その他

ア アルバイト時は「アルバイト許可証」は常に携行しておく。

イ アルバイト終了後は、担任を通して係に、「アルバイト許可証」を返却するとともに「アルバイト報告書」を提出する。

ウ 登校すべき日は労働日から外し、学校行事を優先させる。

エ 午後8時までには帰宅する。

オ 事故やトラブル等があった場合は、速やかに学校へ連絡する。

カ 収入は家計や学資の補助等、有効な使い方を心掛ける。